

# エイジフレンドリー補助金活用好事例

～ 倉庫内で働く高年齢労働者の転倒・腰痛を予防するための設備購入 ～

## 事例提供事業場情報

事業場名：有限会社日本クオリティセンター  
本社センター  
所在地：千葉県千葉市花見川区  
業種：倉庫業  
労働者数：124人  
(高年齢労働者数は27人)  
企業規模：中小企業

## エイジフレンドリー補助金活用内容

利用コース：労働災害防止コース  
活用内容：**転倒・墜落災害防止対策**  
作業通路のスロープ化  
**腰痛予防対策**  
ハンドパレットトラック購入  
パワーアシストスーツ購入  
**交通災害防止対策**  
社用車に急発進防止装置の導入

## なぜ、エイジフレンドリー補助金を利用したのか！？

弊社で働く男性労働者は、他社にて定年退職後に再就職をされる方が多いため、高年齢労働者の割合が高くなっております。

弊社で再就職し頑張ってくれている高年齢労働者が、仕事中にケガをしたり、ケガをしそうになったりしているのを目にして、すぐに対策を講じなければならぬと思い**補助金**を活用してできる限りの**対策**を講じることにしました。

## 対策 作業通路のスロープ化

対策理由：倉庫入口にある**段差**を解消するため導入しました。  
スロープを導入する前は、平台車を持ち上げて作業を行っており非常に**危険**でした。  
労働者からも、この箇所には「スロープを導入して欲しい」と**要望**がありました。



労働者の声：労働者からの要望をもとに導入していますので、「感謝」の声が多いですね。

## 対策 ハンドパレットトラック購入

対策理由：商品は、パレットに積まれた状態で搬入されます。  
これを手作業で平台車に移し替え、検品場所や保管場所に運んでいました。  
この荷捌き作業が高年齢労働者の腰に大きな負担があったため、台車への荷捌き作業の**簡略化**のためハンドパレットトラックを購入しました。

労働者の声：「とにかく**便利**で、作業時間も**短縮**できて重宝している」という声がほとんどで、パレットごと運べる場所については、必ずハンドパレットトラックを使用しているようです。



## 対策 パワーアシストスーツ購入

対策理由：荷物は重いものだと1つ13kg程あり、少しでも作業を軽減できればと思いパワーアシストスーツを購入しました。実際に作業員全員が着用してくれるかわからなかったため、試しに5着購入しました。

労働者の声：全体的には、「一度使用すると、非常に楽に作業ができることを実感でき、もう使用せずに作業できない」といった声もあった反面、「大きくて重いため、使いにくい」という意見もあり、お試し購入で良かったと思っています。



## 対策 社用車に急発進防止装置の導入

対策理由：車の運転も男性の高年齢労働者の方にお願いしています。大きな交通事故は今まで起こしていませんが、車をどこかにぶつけたという報告は多々あり、もしもの場合に備えて急発進防止装置を導入することにしました。

労働者の声：導入後は「特に、以前と変わらない」という意見でした。装置導入の際、装置の感度について微調整を行っていたので、通常どおり運転するには違和感が生じないようです。もしもの場合の保険と思えば導入して良かったと思います。

## 当時の申請の流れ



## 「令和6年度エイジフレンドリー補助金」申請先のご案内

### 交付申請書類受付期間

令和6年5月7日～令和6年10月31日（当日消印有効）

### 支払請求書類受付期限

令和7年1月31日（当日消印有効）

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会  
 「エイジフレンドリー補助金事務センター」  
 （ホームページ <https://www.jashcon-age.or.jp>）

### 関係書類送付先

〒105-0014 東京都港区芝1-4-10 トイヤビル5階  
 エイジフレンドリー補助金事務センター  
 交付申請書類は「申請担当」宛へ、支払請求書類は「支払担当」宛へお送りください  
 関係書類は郵送または宅配便のみでの受付となります（メールでの申請はできません）  
 封筒に消印が確認できない料金別納・料金後納や、受付日の確認できない宅配便では  
 送付しないでください

### お問合せ先

申請担当	支払担当
電話：03(6381)7507 FAX：03(6381)7508	電話：03(6809)4085 FAX：03(6809)4086

### 受付時間

平日10:00～12:00/13:00～16:00  
 （土日祝休み、平日12:00～13:00は電話に出ることができません）  
 <8月13日～8月16日（夏季休暇）、12月30日～1月3日（年末年始）を除く>